

昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号

公害紛争の処理手続等に関する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則
公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)
第二十六条第一項、第四十二条の十二第一項、第
四十二条の二十七第一項及び第四十七条並びに公
害紛争処理法施行令(昭和四十五年政令第二百五
十三号)第十八条第三項及び第四項並びに第十九
条第一項及び第二項の規定に基づき、公害紛争の
処理手続等に関する規則を次のように定める。

第一章 総則(第一条―第四条の三)

第二章 あつせん、調停及び仲裁

第一節 通則(第五条―第九条)

第二節 あつせん(第九条の二―第九条の
四)

第三節 調停(第十条―第二十一条の二)

第四節 仲裁(第二十二条―第二十四条)

第三章 裁定

第一節 通則(第二十四条の二―第三十三
条)

第二節 責任裁定(第三十四条―第五十五
条)

第三節 原因裁定(第五十六条―第六十三
条)

第四章 雑則(第六十四条―第六十九条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 公害等調整委員会(以下「中央委員会
」という。)が公害紛争処理法(以下「法」とい
う。)に基づいて行う公害に係る紛争について
のあつせん、調停、仲裁及び裁定の手続等につ
いては、法及び公害紛争処理法施行令(以下
「令」という。)に定めるもののほか、この規則
の定めるところによる。

第二条 代理人についての承認の申請の方式等

第二条 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法
事務弁護士共同法人である代理人の権限を証明
する法第二十三条の二第三項の書面には、代理
人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務
所を記載しなければならない。

2 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務
弁護士共同法人以外の者を代理人とすることに
つき法第二十三条の二第一項の承認を求めるに
は、その者の氏名又は名称、住所、職業、当事
者との関係その他代理人として適当であるか否
かを知るに足る事項を記載した書面をもつてし
なければならない。

3 前項の書面には、代理人の権限を証明する法
第二十三条の二第三項の書面を添付しなければ
ならない。

(事件を担当する社員の届出)

第二条の二 代理人となつた弁護士法人又は弁護
士・外国法事務弁護士共同法人は、遅滞なく、
当該事件を担当する社員の氏名を調停委員会、
仲裁委員会又は裁定委員会に書面で届け出なけ
ればならない。

(調停委員長、仲裁委員長及び裁定委員長)

第三条 調停委員会、仲裁委員会及び裁定委員会
に、それぞれ、調停委員長、仲裁委員長及び裁
定委員長を置き、調停委員、仲裁委員又は裁定
委員の互選によつてこれを定める。ただし、中
央委員会の委員長が調停委員、仲裁委員又は裁
定委員であるときは、委員長を調停委員長、仲
裁委員長又は裁定委員長とする。

2 調停委員長、仲裁委員長及び裁定委員長は、
それぞれ、調停、仲裁及び裁定の手続を指揮す
る。

(期間の計算)

第四条 期間の計算は、民法(明治二十九年法律
第八十九号)に従う。

2 期間の末日が行政機関の休日に関する法律
(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項
各号に掲げる日に当たるときは、期間は、その
翌日をもつて満了する。

(送達の方法)

第四条の二 法第四十五条の二において準用する
民事訴訟法(平成八年法律第九号)第六百六
第二項に規定する補充送達されたときは、中
央委員会の事務局の職員は、その旨を送達を受
けた者に通知しなければならない。

第四条の三 法第四十五条の二において準用する
民事訴訟法第七百七条第一項に規定する書留郵便
に付する送達をしたときは、中央委員会の事務
局の職員は、その旨及び当該書類について書留
郵便に付して発送した時に送達があつたものと
みなされることを送達を受けた者に通知しなけ
ればならない。

第二章 あつせん、調停及び仲裁

第一節 通則

第五条 法第二十六条第一項の申請、法第二十七
条の二第一項の規定によるあつせん又は法第二
十七条の三第一項の規定による調停(これらに
係る法第二十三条の四第一項の規定による参加

の申立てを含む。次項において「申請等」とい
う。)に係る当事者が多数である場合において
は、当該当事者は、そのうちから一人若しくは
数人の代表者を選定し、又はこれを変更するこ
とができる。

2 代表者は、各自、他の当事者のために、申請
若しくは参加の申立ての取下げ又は和解の締結
若しくは調停案の受諾を除き、当該申請等に係
る一切の行為をすることができ、

3 代表者が選定されたときは、代表者のするこ
とができる行為は、代表者を通じてしなければならない。

4 第一項の規定による代表者の選定及びその変
更は、書面をもつて証明しなければならない。
(申請書等)

第六条 法第二十六条第一項の書面には、次に掲
げる事項を記載しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所
二 当事者の一方が申請人である場合には、相
手方の氏名又は名称及び住所
三 前条第一項の代表者又は代理人を選定又は
選任したときは、その者の氏名又は名称及び
住所

四 当該公害に係る事業活動その他の人の活動
の行われた場所及び被害の生じた場所
五 あつせん、調停又は仲裁を求める事項及び
その理由
六 紛争の経過
七 申請の年月日

八 仲裁の申請の場合において、当事者が合意
によつて選定した仲裁委員があるときは、そ
の者の氏名
九 前各号に掲げるもののほか、あつせん、調
停又は仲裁を行うについて参考となる事項
二 仲裁の申請の場合において、当事者の一方か
ら仲裁の申請をするときは法の規定による仲裁
に付する旨の合意を証する書面を、法第二十四
条第三項の規定により合意によつて管轄を定め
たときはその合意を証する書面を当該申請書に
添付しなければならない。

(申請があつた旨の通知)

第七条 中央委員会は、当事者の一方からあつせ
ん、調停又は仲裁の申請があつたときは、当該
申請書の写しを添えて、その相手方に対し、遅
滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなけれ
ばならない。

(事件の移送等の場合の措置)

第八条 中央委員会は、法第二十五条の規定によ
り事件を移送するとき、又は法第三十八条第三
項の規定により準用する同条第一項の規定によ
り事件を引き継ぐときは、当事者が提出してい
たすべての文書及び物件その他当該事件に関係
する文書及び物件を管轄都道府県公害審査会
(都道府県公害審査会を置かない都道府県にあ
つては、都道府県知事とし、以下「審査会等」
という。)又は関係都道府県の審査会等に送付
し、かつ、当事者に対し、遅滞なく、書面をも
つて、その旨を通知しなければならない。

(手続を行う場所)

第九条 あつせん委員、調停委員会又は仲裁委員
会は、相当と認めるときは、被害の生じた場所
その他適当な場所で行うことができる。

第二節 あつせん

(議決をした旨の通知)

第九条の二 中央委員会は、法第二十七条の二第
一項の規定による議決をしたときは、当事者に
対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書
面をもつて、その旨を通知しなければならない。

一 事件の表示
二 当事者の氏名又は名称及び住所
三 あつせんの目的となる事項
四 議決の年月日
五 あつせん委員の氏名
六 前各号に掲げるもののほか、あつせんの開
始のために必要と認める事項
(あつせんを打ち切つた旨の通知)

第九条の三 あつせん委員は、法第三十条第一項
の規定によりあつせんに打ち切つたときは、当
事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨
を通知しなければならない。

(準用規定)

第九条の四 第十二条及び第十四条の規定は、あ
つせん委員の行うあつせんの手続について準用
する。

第三節 調停

(参加申立書)

第十条 法第二十三条の四第一項の規定による調
停の手続への参加の申立ては、書面をもつてし
なければならない。

2 第六条第一項(第八号を除く。)の規定は、
前項の書面について準用する。この場合におい
て、同条第一項第五号中「あつせん、調停又は
仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を求め
る調停事件の表示並びに参加により調停を求め
る事項」と読み替えるものとする。



提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

**第二十五条** 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならぬ。

3 法定代理人が本人に代わって手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならぬ。

4 被保佐人又は法定代理人が相手方の申請した裁定の手続において手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

**第二十六条** 手続をする能力のない者がした行為の追認（手続をする能力のない者がした行為の追認）

成年被後見人がした行為は、手続をする能力を取得した本人又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼって効力を生ずる。

2 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした行為は、手続をする能力を取得した被保佐人又は保佐人の同意を得た被保佐人の追認により、行為の時にさかのぼって効力を生ずる。

3 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした行為は、手続をする能力を取得した本人又は後見監督人の同意を得た法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼって効力を生ずる。

（代理権の不消滅）

**第二十七条** 法第二十三条の二第一項の代理人の権限は、当事者の死亡若しくは手続をする能力の喪失、当事者である法人の合併による消滅、法定代理人の死亡、手続をする能力の喪失若しくはその代理権の変更若しくは消滅又は代表当事者の資格の喪失によつては、消滅しない。

（代理権消滅の届出等）

**第二十八条** 代理権の消滅は、本人又は代理人から裁定委員会に届け出なければ、その効力を生じない。

2 前項の規定は、代表当事者がその資格を喪失した場合について準用する。

（代理権のない者がした行為の追認）

**第二十九条** 代理権のない者がした行為は、手続をする能力のある本人又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼって効力を生ずる。

（手続の中断及び受継）

**第三十条** 裁定の手続は、当事者若しくはその法定代理人（補助人である場合を除く。）の死亡、

手続をする能力の喪失、代理権の喪失、当事者である法人の合併による消滅又は代表当事者の資格の喪失により、中断する。

2 前項の規定は、当事者が法第二十三条の二第一項の代理人がある場合には、適用しない。

3 第一項の法定代理人が保佐人である場合にあっては、同項の規定は、次に掲げるときには、適用しない。

一 被保佐人が手続をするに要しないとき。  
二 被保佐人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき。

4 第一項に掲げる事由が生じたときは、法第二十三条の二第一項の代理人は、その旨を裁定委員会に書面で届け出なければならない。

5 第一項の場合において、法令により手続を続行する資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。

6 前項の申立ては、書面をもって行い、かつ、申立人が法令により手続を続行する資格のある者であることを明らかにする資料を添付してしなければならない。

7 裁定委員会は、第一項の場合において必要であると認めるときは、第五項の資格のある者に手続を受継させることができる。

（除斥又は忌避の申立ての方式等）

**第三十一条** 除斥又は忌避の申立ては、中央委員会に対し、その原因を記載した書面を提出してしなければならない。

2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした日から三日以内に、疎明しなければならない。法第四十二条の四第二項ただし書の事実についても、同様とする。

（裁定委員の回避）

**第三十一条の二** 裁定委員は、法第四十二条の三第一項又は法第四十二条の四第一項に規定する場合に、中央委員会の許可を得て、回避することができる。

（裁定委員の交代）

**第三十一条の三** 裁定委員が代わった場合には、当事者は、従前の審問の結果を陳述しなければならない。

（代表当事者の選定命令の方式等）

**第三十二条** 法第四十二条の八第一項の規定により裁定委員会が代表当事者の選定を命ずるには、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。

一 代表当事者を選定すべき当事者  
二 選定すべき代表当事者の数  
三 選定の期限  
四 選定の効果その他裁定委員会が必要と認める事項

2 法第四十二条の八第二項の規定による取消しは、書面をもってしなければならない。

3 第一項の規定は、法第四十二条の八第二項の規定による変更について準用する。

（裁定委員会による代表当事者の選定の方式等）

**第三十三条** 裁定委員会は、法第四十二条の九第一項の規定により代表当事者を選定したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 代表当事者  
二 当該代表当事者に係る被代表者  
三 代表当事者の資格を限定したときはその範囲  
四 選定の効果その他裁定委員会が必要と認める事項

3 法第四十二条の九第二項において準用する法第四十二条の八第二項の規定による取消しは、書面をもってしなければならない。

4 第二項の規定は、法第四十二条の九第二項において準用する法第四十二条の八第二項の規定による変更について準用する。

（申請書）

**第三十四条** 法第四十二条の十二第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所  
二 当事者が法第四十二条の七第一項の代表当事者であるときは、選定者の氏名又は名称及び住所

三 代理人の氏名又は名称及び住所  
四 申請人又は代理人の郵便番号及び電話番号（フлакシマリの番号を含む。以下同じ。）

五 当該公書に係る事業活動その他の人の活動の行なわれた場所及び被害の生じた場所  
六 裁定を求める事項及びその理由  
七 被害の態様及び規模並びに紛争の実情

八 申請の年月日  
九 前項第六号の裁定を求める理由には、申請を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証

を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

3 申請書には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写しで重要なものを添付しなければならない。

（申請があつた旨の通知）

**第三十五条** 中央委員会は、責任裁定の申請があつたときは、当該申請書の写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

（申請の不受理）

**第三十六条** 法第四十二条の十二第二項の規定による責任裁定の申請を受理しない旨の決定は、すみやかに行なうものとし、申請があつた日から六十日を経過した後は、これをすることができない。

2 前項の決定は、文書をもって行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 中央委員会は、第一項の決定をしたときは、当事者に対し、決定書の正本を送達しなければならない。

（補正）

**第三十七条** 裁定委員会は、不適法な責任裁定の申請で、その欠陥を補正することができるものについては、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない。

2 前項の規定による命令は、書面をもって行ない、かつ、申請人に対し、これを送達しなければならない。

3 前二項の規定は、申請人が法第四十五条の手数料を納付しない場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により補正を命ぜられた申請人が指定された期間内にその補正をしないときは、裁定委員会は、決定をもって、申請を却下しなければならない。この場合においては、法第四十二条の十三第一項後段及び第二項の規定を準用する。

5 裁定委員会は、第一項の場合において、必要な補正を促すときは、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

（準備書面の提出等）

**第三十八条** 答弁書その他の準備書面を裁定委員会に提出する当事者は、準備書面に記載した事項について相手方が準備をするのに必要な期間をおいて、提出しなければならない。

2 準備書面に事実についての主張を記載する場合に、立証を要する事由ごとに、証拠を記載しなければならぬ。

3 準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならぬ。

4 裁定委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、相当の期間を定めて、準備書面の提出を命ずることができる。

**第三十八条の二** 答弁書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 答弁書を提出する当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 代理人の氏名又は名称及び住所
- 三 答弁書を提出する当事者又は代理人の郵便番号及び電話番号
- 四 裁定を求める事項に対する答弁

2 答弁書には、前項に掲げる事項のほか、申請書又は参加申立書に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならぬ。やむを得ない事由によりこれを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これを記載した準備書面を提出しなければならぬ。

3 答弁書には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写しで重要なものを添付しなければならない。やむを得ない事由により添付することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これを提出しなければならない。

**第三十八条の三** 前条に規定する答弁により反論を要することとなった場合には、申請人又は参加人は、速やかに、答弁書に記載された事実に対する認否及び再抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要することとなった事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載した準備書面を提出しなければならない。

**第三十八条の四** 準備書面を裁定委員会に提出する当事者は、当該準備書面について、第三十八条第一項の期間において、又は同条第四項の期間内に、直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ。）をしなければならない。

2 前項の規定による準備書面の直送を受けた相手方は、当該準備書面を受領した旨を記載した書面について直送をするともに、当該書面を裁定委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定は、当事者が受領した旨を相手方が記載した準備書面を裁定委員会に提出した場合に、適用しない。

4 第一項又は第二項の規定により当事者が直送をしなければならない書面について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者は、裁定委員会に対し、当該書面の相手方への送付を行うよう申し出ることができる。

5 第一項又は第二項の規定による直送は、直送をしなければならない書面の写しの交付又はフアクシミリを利用しての送信によつてする。ただし、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法によることができる。

**第三十九条** 法第二十三条の四第一項の規定による責任裁定の手続への参加の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 第三十四条の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同条第一項第六号中「裁定を求める事項」とあるのは、「参加を求める裁定事件の表示並びに参加により裁定を求める事項」と読み替えるものとする。

**第四十条** 裁定委員会は、審問の期日を定め、当事者に通知しなければならない。

2 裁定委員会は、正当な理由がある場合には、審問の期日を延期し、又は変更することができる。

**第四十一条** 審問は、中央委員会の審問廷で行う。

2 前項の規定にかかわらず、裁定委員会は、相当と認めるときは、中央委員会の承認を得て、被害の生じた場所その他適当な場所で審問を行うことができる。

**第四十二条** 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び審問（映像と音声の送受信による通話の方法による）は、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び

2 前項の規定にかかわらず、裁定委員会は、相当と認めるときは、中央委員会の承認を得て、被害の生じた場所その他適当な場所で審問を行うことができる。

**第四十一条の二** 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び

2 前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。

3 裁定委員会は、第一項の規定による変更の申請があつたときは同項の書面の写しを添えてその相手方に対し、前項の決定をしたときは当事者に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

**第四十三条** 責任裁定の手続における申請人又は参加人は、責任裁定があるまでは、いつでも、申請又は参加の申立てを取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げは、書面をもつてなければならない。

3 裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

**第四十三条の二** 裁定委員会は、当事者から、責任裁定の手続の進行に関する意見その他責任裁定の手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

2 裁定委員会は、前項の聴取をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

2 前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。

3 裁定委員会は、第一項の規定による変更の申請があつたときは同項の書面の写しを添えてその相手方に対し、前項の決定をしたときは当事者に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

**第四十三条の二** 裁定委員会は、当事者から、責任裁定の手続の進行に関する意見その他責任裁定の手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

2 裁定委員会は、前項の聴取をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

**第四十三条の三** 裁定委員会は、審問の期日又は期日外において、事件関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。

2 裁定委員会は、前項の規定による釈明のための処置をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

**第四十三条の四** 裁定委員会は、審問の期日外において、当事者の出頭を求めて責任裁定の手続の進行に関し必要な事項について協議することができる。

2 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

**第四十四条** 裁定委員会は、法第四十二条の十六第一項の規定により当事者の申し出た証拠を必

2 前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。

3 裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

**第四十三条の二** 裁定委員会は、当事者から、責任裁定の手続の進行に関する意見その他責任裁定の手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

2 裁定委員会は、前項の聴取をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

**第四十三条の三** 裁定委員会は、審問の期日又は期日外において、事件関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。

2 裁定委員会は、前項の規定による釈明のための処置をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

**第四十三条の四** 裁定委員会は、審問の期日外において、当事者の出頭を求めて責任裁定の手続の進行に関し必要な事項について協議することができる。

2 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

**第四十三条の三** 裁定委員会は、審問の期日又は期日外において、事件関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。

2 裁定委員会は、前項の規定による釈明のための処置をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

**第四十三条の四** 裁定委員会は、審問の期日外において、当事者の出頭を求めて責任裁定の手続の進行に関し必要な事項について協議することができる。

2 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

**第四十四条** 裁定委員会は、法第四十二条の十六第一項の規定により当事者の申し出た証拠を必

2 前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。

3 裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

**第四十三条の二** 裁定委員会は、当事者から、責任裁定の手続の進行に関する意見その他責任裁定の手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

2 裁定委員会は、前項の聴取をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

**第四十三条の三** 裁定委員会は、審問の期日又は期日外において、事件関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。

2 裁定委員会は、前項の規定による釈明のための処置をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

**第四十三条の四** 裁定委員会は、審問の期日外において、当事者の出頭を求めて責任裁定の手続の進行に関し必要な事項について協議することができる。

2 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

**第四十四条** 裁定委員会は、法第四十二条の十六第一項の規定により当事者の申し出た証拠を必

2 前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。

3 裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

要がないと認めるものについては、これを取り調べることを要しない。

(証拠の申出の方式)

第四十五条 法第四十二条の十六第一項第一号の規定による当事者又は参考人の尋問の申出は、当事者又は参考人の氏名、住所、尋問事項及び尋問に要する見込みの時間を明らかにした書面をもつてしなければならない。

2 前項の尋問事項は、できる限り、個別のかつ具体的に記載しなければならない。

3 法第四十二条の十六第一項第二号の規定による鑑定申出は、鑑定事項を明らかにした書面をもつてしなければならない。

4 法第四十二条の十六第一項第三号の規定による文書又は物件の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにした書面をもつてしなければならない。

- 一 文書又は物件の表示
二 文書又は物件の趣旨
三 文書又は物件の所持人
四 立証すべき事実
五 当該文書又は物件の提出を必要とする理由

5 法第四十二条の十六第一項第四号の規定による立入検査の申出は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもつてしなければならない。

- 一 立ち入るべき場所及び検査すべき文書又は物件の表示
二 文書にあつては、その趣旨
三 立ち入るべき場所を管理する者及び文書又は物件の所持人
四 立証すべき事実
五 立入検査を必要とする理由

6 第三十八条の四の規定は、第一項及び前三項の証拠の申出を記載した書面についても適用する。

第四十五条の二

当事者は、その主張する事実を証するため、文書又は物件を裁定委員会に提出するとき、文書の記載から明らかな場合を除き、当該文書又は物件を提出する時点で、次に掲げる事項を記載した証拠説明書を提出しなければならない。

- 一 文書又は物件の表示
二 立証すべき事実
三 文書又は図面にあつては、作成者
四 写真にあつては、撮影者並びに撮影の対象、日時及び場所
五 録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記載することが

できる物を含む。以下「録音テープ等」という。）にあつては、録音、録画等をした者並びに録音、録画等の対象、日時及び場所

六 当該文書又は物件の提出を必要とする理由

2 前項の規定により文書、図面、写真又は録音テープ等（以下「文書等」という。）を提出する事件関係人は、当該文書等を提出する時までに、その写しを提出しなければならない。

3 第一項の規定により文書又は物件を提出する当事者は、第一項の証拠説明書及び前項の文書等の写しについて直送をすることができる。

4 第三十八条の四第五項の規定は、前項の規定により証拠説明書及び文書等の写しを直送する場合について準用する。

5 証拠とす文書等の提出は、原本又は認証ある謄本をもつてしなければならない。

6 裁定委員会は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命ずることができる。

7 裁定委員会は、当事者にその提出した証拠とする文書等において引用する文書等の謄本又は抄本を提出させることができる。

8 裁定委員会は、当事者にその提出した証拠とする録音テープ等の内容を説明した書面（当該録音テープ等を反訳した書面を含む。）を提出させることができる。

第四十五条の三

前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（中央委員会の使用に係る電子計算機と文書等の写しの提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により文書等の写しを行うときは、中央委員会の定めるところにより、当該文書等をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を、文書等の写しの提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、文書等の写しの提出を行わなければならない。

3 前項の規定により文書等の写しの提出を行う者は、入力する文書等の写しに係る電磁的記録に電子署名（公害等調整委員会関係法令に係る

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和五年公害等調整委員会規則第一号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、中央委員会の指定する方法により当該文書等の写しの提出を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 電子情報処理組織を使用する方法により文書等の写しを提出されたときは、中央委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該文書等の写しが裁定委員会に提出されたものとみなす。

5 裁定委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、電子情報処理組織を使用する方法による文書等の写しの提出に使用した書面を提出させることができる。

6 第一項の規定により提出された文書等の写しが第四項に規定するファイルに記録されたときは、裁定委員会は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。（審問期日外における証拠調べ）

第四十六条 裁定委員会は、必要があると認めるときは、審問期日以外の期日において証拠調べを行なうことができる。この場合においては、あらかじめ、当事者に対し、証拠調べを行なう期日及び場所を通知しなければならない。（呼出し）

第四十七条 当事者、参考人又は鑑定人の呼出しは、次に掲げる事項を記載した呼出状を送達しなければならない。

- 一 事件及び当事者の表示
二 出頭すべき日時及び場所
三 尋問事項又は鑑定事項
四 正当な理由がなくて出頭しなかつたときの法律上の制裁
五 その他裁定委員会が必要と認める事項

第四十八条 宣誓は、尋問前にさせなければならない。宣誓は、当事者、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させてしなければならない。

3 裁定委員長は、宣誓前に、宣誓の趣旨及び虚偽の陳述又は鑑定に対する罰を告げなければならない。

4 宣誓は、起立して厳粛に行なわなければならない。

5 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁定委員会に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁定委員長による宣誓の趣旨及び虚偽の鑑定に対する罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

(証拠保全の申立ての方式)

第四十九条 法第四十二条の十七第一項の規定による証拠保全の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所
二 相手方の氏名又は名称及び住所
三 立証すべき事実
四 証拠
五 証拠保全を必要とする理由

3 証拠保全を必要とする理由は、これを疎明しなければならない。

4 証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、これを行うことができる。（申立人等への通知）

第五十条 証拠保全として行なう証拠調べの期日及び場所は、申立人及び相手方に通知しなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。（裁定書）

第五十一条 裁定委員が法第四十二条の十九第一項の裁定書に署名押印することに支障があるときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記して署名押印しなければならない。（管轄審査会等への通知）

第五十二条 裁定委員会は、法第四十二条の二十四第一項の規定により管轄審査会等に事件を処理させるときは、管轄審査会等に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知し、かつ、当該事件の記録を送付しなければならない。（審問の終結及び再開）

第五十三条 裁定委員会は、事件が責任裁定をするのに熟したときは、審問を終結しなければならない。

2 裁定委員会は、必要があると認めるときは、終結した審問を再開することができる。

(責任裁定の手續の中止)

第五十三條 裁定委員会は、法第四十二條の二十

六第二項の規定により責任裁定の手續を中止するときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

2 裁定委員会は、責任裁定の手續を中止したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

3 裁定委員会は、相当と認めるときは、いつでも、中止の決定を取り消すことができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(調査)

第五十四條 裁定委員会は、中央委員会の事務局の職員に、審問及び証拠調べについて、期日ごとに調査を作成させなければならない。

2 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、裁定委員長及び作成した職員が記名押印しなければならない。

- 一 事件の表示
二 期日及び場所
三 裁定委員及び出席した中央委員会の事務局の職員の氏名

四 出頭した当事者及び代理人の氏名又は名称
五 審問の公開の有無
六 審問及び証拠調べの要領

七 その他裁定委員会が必要と認める事項
3 前項の場合において、裁定委員長が調査に記名押印することに支障があるときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記して記名押印しなければならない。

4 中央委員会の事務局の職員は、第二項の規定にかかわらず、裁定委員長の許可があつたときは、当事者、参考人又は鑑定人の陳述を録音テープ等に記録し、これをもつて調査の記載に代えることができる。この場合において、当事者は、裁定委員長が許可をする際に、意見を述べることができない。

5 前項の場合において、責任裁定の手續が完了するまでに当事者の申出があつたときは、当事者、参考人又は鑑定人の陳述を記載した書面を作成しなければならない。

6 裁定委員会は、第一項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、中央委員会の事務局の職員に、責任裁定の手續について、調査を作成させることができる。

第五十五條 第十一条及び第十四條の規定は責任裁定の手續について、第十七條の規定は裁定委

員会が法第四十二條の十六第一項第三号の規定により文書又は物件の提出を命ずる場合について、第十八條の規定は裁定委員会が法第四十二條の十六第一項第四号の規定により立入検査をする場合及び裁定委員会又はその命を受けた中央委員会の事務局の職員が法第四十二條の十八第二項の規定により立入検査をする場合について準用する。

第三節 原因裁定
第五十六條 法第四十二條の二十八第一項の規定による申請をする者は、相手方を特定しないことについてのやむを得ない理由を疎明しなければならない。

第五十七條 法第四十二條の二十八第一項の規定(相手方の特定の申立て)
による申請をした者は、できる限りすみやかに、相手方を特定しなければならない。

2 相手方の特定は、相手方の氏名又は名称及び住所を記載した書面をもつてしなければならない。(相手方の特定命令等)
第五十八條 法第四十二條の二十八第二項の規定による命令は、申請人に対し、相手方を特定すべき期間及び当該期間内に相手方を特定しないときは原因裁定の申請が取り下げられたものとみなされる旨を記載した書面を送達してしなければならない。

2 裁定委員会は、法第四十二條の二十八第三項の規定により原因裁定の申請が取り下げられたものとみなされたときは、申請人に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(裁定を求めた事項以外の事項についての裁定)
第五十九條 裁定委員会は、法第四十二條の三十第一項の規定により申請人が裁定を求めた事項以外の事項について裁定するときは、あらかじめ、当事者及び裁定の結果について利害関係を有する第三者に対し、その旨を通知しなければならない。

第六十條 法第四十二條の三十第二項の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所
二 参加をを求める裁定事件の表示

三 参加人の氏名又は名称及び住所
四 参加を必要とする理由
(法第四十二條の三十第二項の決定の方式等)
第六十一條 法第四十二條の三十第二項の決定又は同項の申立てを却下する旨の決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

2 裁定委員会は、法第四十二條の三十第二項の申立てがあつたときは当該申立書の写しを添えて、前項の決定があつたときは決定書の写しを添えて、当事者及び同条第二項の第三者に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(受訴裁判所への裁定書の送付)
第六十二條 法第四十二條の三十二第一項の規定による囑託に基づく原因裁定があつたときは、中央委員会は、受訴裁判所に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知し、かつ、裁定書の正本を送付しなければならない。

(準用規定)
第六十三條 前節の規定は、原因裁定の手續について準用する。

第四章 雜則
(記録の閲覧)
第六十四條 当事者は、中央委員会の許可を得て、あつせん、調停又は仲裁に係る事件の記録を閲覧することができる。

2 当事者又は利害関係人は、中央委員会の許可を得て、裁定に係る事件の記録を閲覧又は謄写することができる。

3 第一項又は前項の規定により記録の閲覧又は謄写を請求するには、次に掲げる事項を記載した書面をもつてしなければならない。

- 一 閲覧又は謄写を請求する者の氏名又は名称及び住所
二 事件の表示
三 閲覧又は謄写の請求の理由
四 閲覧又は謄写の請求の年月日

4 記録を閲覧又は謄写する者は、閲覧又は謄写の場所、時間その他閲覧又は謄写に関する事項につき中央委員会の指示に従わなければならない。

(委員長及び委員の名簿)
第六十五條 中央委員会は、委員長及び委員の名簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
三 任命及び任期満了の年月日
(手数料の納付)
第六十六條 令第十八條第一項の手数料は、調停、仲裁、責任裁定又は原因裁定の申請については当該申請書に同条第三項の収入印紙を添えて、法第二十三條の四第一項の規定による参加の申立てについては参加が許可された後中央委員会が指定する期間内に中央委員会が指定する書面に令第十八條第三項の収入印紙を添えて、証拠保全の申立てについては当該申立書に同項の収入印紙を添えて、それぞれ、納めなければならない。

2 第十二條又は第四十二條第一項の規定により調停又は責任裁定を求める事項の価額を増加するときは、中央委員会が指定する期間内に当該申請書に令第十八條第四項の収入印紙を添えて納めなければならない。
令第十九條第一項の規定により納付を猶予された手数料を納付するときは、中央委員会の指定する書面に納付すべき手数料の額に相当する額の収入印紙を添えて納めなければならない。(申請手数料の減免又はその納付の猶予)
第六十七條 中央委員会は、令第十九條第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請人が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けている者の世帯に属しているときは、令第十八條第一項の手数料を免除する。

2 中央委員会は、令第十九條第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請人及びこれと生計を一にする者がいずれも所得税法(昭和四十年法律第三十三号)による前年分の所得税(毎年一月から四月までの間になされる申請にあつては、その年の前年分の所得税)を納付すべき義務を有しないときは、令第十八條第一項の手数料の二分の一を免除する。

3 中央委員会は、令第十九條第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請人がやむを得ない事情により令第十八條第一項の手数料を一時に納付することが困難であると認めるときは、手数料を納付すべき期限を別に定めることができる。この場合においては、当該手数料を分割し、その分割した額ごとに、納付すべき期限を定めることができる。

